

○駒澤大学奨学研究寄付金に関する規程

平成20年4月1日

制定

改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）が、学外の機関等から寄付された研究費をもとに本学において行う研究（以下「奨学研究」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(研究代表者及び研究分担者)

第2条 奨学研究を行う研究者は、本学の専任教員とし、以下に掲げるとおりとする。ただし、必要に応じて学外の者を奨学研究の研究分担者とすることができる。

(1) 奨学研究を代表して行う研究代表者

(2) 奨学研究を研究代表者と分担して行う研究分担者

2 研究代表者が所属する機関の長（以下「所属長」という。）は、研究分担者が本学の他の機関又は当該奨学研究のために寄付を行う学外の機関（以下「寄付機関」という。）に所属する場合、あらかじめ当該研究分担者の所属の長の承認を得なければならない。

(受入れの条件)

第3条 奨学研究の受入れは、本学の教育研究の発展に寄与する研究成果が期待でき、かつ、研究代表者及び研究分担者の本学における職務に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限る。

(奨学研究の申請)

第4条 奨学研究を行おうとする研究代表者は、寄付機関から提出された奨学研究寄付金申込書を所属長に提出し、所属機関の審議を経て、学長に提出しなければならない。

(受入れの可否及び通知)

第5条 学長は、前条の申請があった場合、奨学研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、奨学研究の受入れの可否について、必要な場合、寄付機関に通知する。

(契約の締結)

第6条 学長は、必要な場合、寄付機関との間で奨学研究契約を締結することができる。

2 学長は、奨学研究契約を締結したときは、その旨を研究代表者の所属長を経て研究代表者に通知する。

(研究の場所)

第7条 本学の研究代表者及び研究分担者は、本学内において研究を行う。ただし、必要に応じて学外の施設等において研究を行うことができる。

(奨学研究に要する経費)

第8条 奨学研究に要する経費（以下「奨学研究寄付金」という。）は、寄付機関から受け入れるものとする。

2 奨学研究寄付金は、以下に掲げるものをいう。

(1) 奨学研究に使用する本学の施設及び設備の維持・管理に必要な通常経費

(2) 謝金、旅費、備品・消耗品費等の奨学研究遂行に必要な直接経費

3 寄付機関から受け入れる奨学研究寄付金は、本学会計に収納されるものとし、当該奨学研究寄付金の範囲内で支出するものとする。

(管理経費)

第9条 寄付機関から寄付された奨学研究寄付金を本学の管理経費に充てることができる。

(契約の変更)

第10条 研究代表者は、奨学研究の契約内容に変更が生じた場合、寄付機関と協議の上、双方が承認した研究計画変更願を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長の承認を求めなければならない。

(奨学研究の中止)

第11条 研究代表者は、天災等、研究遂行上やむを得ない事由により奨学研究を中止するときは、研究計画中止願を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長の承認を求めなければならない。

(奨学研究寄付金の返還)

第12条 奨学研究寄付金は、前条の規定により奨学研究を中止した場合を除き、返還しない。ただし、返還を要する場合は、すでに支出された経費を控除した額とする。

(奨学研究の終了)

第13条 研究代表者は、奨学研究期間の終了後、必要な場合、速やかに所定の奨学研究終了報告書を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長及び寄付機関の長に報告する。

(研究成果の帰属及び公表)

第14条 奨学研究による研究成果の帰属及び公表が必要な場合は、その旨を契約書に定める。

(知的財産の取扱い)

第15条 奨学研究に伴う知的財産の取扱いについては、別に定める知的財産取扱規程によ

る。

(事務所管)

第16条 奨学研究に関わる事務所管は、教務部とする。

(雑則)

第17条 この規程に定めのない運用に関する必要な事項は、契約書に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。